

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	経済安全保障版セキュリティ・クリアランス制度の創設 －重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案－
著者 / 所属	小林 惇 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	465号
刊行日	2024-4-12
頁	3-20
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20240412.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20240412.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

# 経済安全保障版セキュリティ・クリアランス制度の創設

## — 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案 —

小林 惇

(内閣委員会調査室)

1. 重要経済安保情報保護活用法案の提出に至る経緯
2. 本法律案の主な内容
3. 主な論点
4. 今後の課題

### 1. 重要経済安保情報保護活用法案の提出に至る経緯<sup>1</sup>

いわゆる「セキュリティ・クリアランス」とは、国家における情報保全措置の一環として、政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報に対して、アクセスする必要がある者のうち、情報を漏らすおそれがないという信頼性を確認した者の中で取り扱うとする制度のことである（図表1）。

近年、安全保障の概念は、防衛や外交の領域から、サプライチェーンの脆弱性の顕在化や先端技術をめぐる各国の覇権争いの激化といった課題を内包する、経済や技術の分野に拡大しており、国家及び国民の安全を経済面から確保することが喫緊の課題となっている。

政府は、多岐にわたる経済安全保障上の主要課題のうち、法制上の手当てが必要な喫緊の課題に対応するため、まず取り組むべき4つの制度<sup>2</sup>を創設することを内容とする「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）を成立させた<sup>3</sup>。

経済安全保障推進法の国会における審議の際、「海外と情報をやり取りする中で、機微情報にアクセスできる人物に資格を付与するべきである」といった指摘<sup>4</sup>や、「セキュリティ・クリアランス制度が国内で整備されていないと、諸外国との経済取引や国際的な共同研究

<sup>1</sup> 以下、本稿は、令和6年3月27日の脱稿時点までの情報に基づき、執筆している。また、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日も同日である。

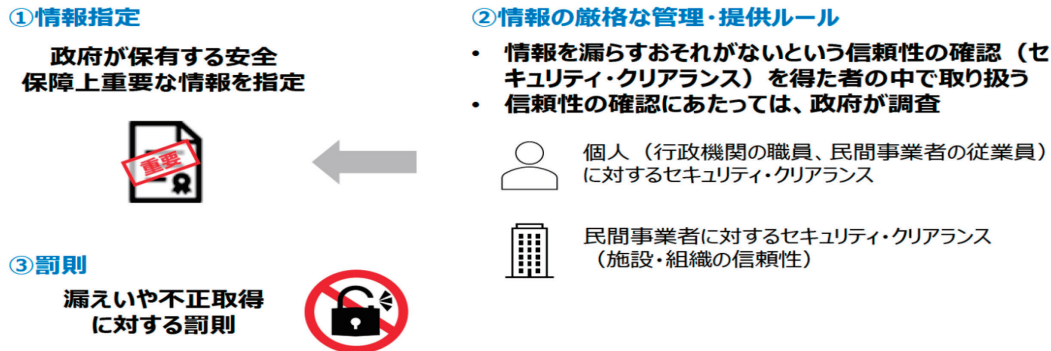
<sup>2</sup> 「重要物資の安定的な供給の確保」、「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保」、「先端的な重要技術の開発支援」、「特許出願の非公開」の4制度。

<sup>3</sup> 令和4年5月11日に成立し、同月18日に公布された。

<sup>4</sup> 第208回国会衆議院内閣委員会経済産業委員会連合審査会議録第1号3頁（令4.3.29）

において支障が生じるのではないかと」いった指摘<sup>5</sup>があり、また、衆議院・参議院それぞれの内閣委員会において「国際共同研究の円滑な推進も念頭に、我が国の技術的優位性を確保、維持するため、情報を取り扱う者の適性について、民間人も含め認証を行う制度の構築を検討した上で、法制上の措置を含めて必要な措置を講ずること」とする旨の附帯決議が付された<sup>6</sup>。

図表1 いわゆる「セキュリティ・クリアランス」について



（出所）内閣官房「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」〈[https://www.cas.go.jp/jp/houdou/pdf/20240227\\_siryoku.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/houdou/pdf/20240227_siryoku.pdf)〉を一部抜粋

政府は、「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定、閣議決定）において、「主要国の情報保全の在り方や産業界等のニーズも踏まえ、セキュリティ・クリアランスを含む我が国の情報保全の強化に向けた検討を進める」ことを決定した。また、令和5年2月14日には、関係閣僚で構成する経済安全保障推進会議<sup>7</sup>において、岸田文雄内閣総理大臣から「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度の法整備等に向けた検討を進めるための有識者会議を立ち上げ、今後1年程度を目途に可能な限り速やかに検討作業を進めるよう」高市早苗経済安全保障担当大臣に指示があり、同年2月21日に「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）が設置された。

有識者会議においては、委員間の意見交換や、重要インフラ事業者等からのヒアリングを通じて、令和5年6月6日に、CI<sup>8</sup>を念頭に置いた制度とすることや、主要国との間で通用する実効性のある制度等を含む新たな制度の方向性を示した上で、情報の指定の範囲や、プライバシー等との関係等を内容とする具体的な方向性も含めた「中間論点整理」を

<sup>5</sup> 第208回国会参議院内閣委員会会議録第13号17頁（令4.4.26）

<sup>6</sup> このほか、民間の立場からもセキュリティ・クリアランス制度創設を求める意見があった。（一社）日本経済団体連合会は『経済安全保障法制に関する意見—有識者会議提言を踏まえて—』（令4.2.9）9頁において「わが国としても、中長期的課題として、相手国から信頼されるに足る、実効性のある情報保全制度の導入を目指すべきである」としているほか、（公社）経済同友会は『経済安全保障推進法の成立について』（令4.5.11）1頁において「今後は、経済安全保障の更なる強化に向けて、経済インテリジェンス機能の向上、同盟国・同志国との国際共同研究の推進を図るべく「セキュリティクリアランス」を含む情報保全の仕組み構築を求める」と意見している。

<sup>7</sup> 議長は内閣総理大臣であり、令和3年11月19日に創設された。

<sup>8</sup> 政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報のこと（Classified Information）。

公表した。

この「中間論点整理」を踏まえ、具体的な制度の方向性についてさらに議論を行い、令和6年1月19日に「最終とりまとめ」が公表された。最終とりまとめにおいては、「新たな制度の具体的な方向性」として、①情報指定の範囲、②情報の管理・提供ルール、③プライバシーや労働法制等との関係、④漏えい等の罰則、⑤情報保全を適切に実施していくための取組が示された。

その後、政府は、令和6年1月30日の経済安全保障推進会議において、「最終とりまとめ」を踏まえた今後の対応として、既存の情報保全制度である「特定秘密の保護に関する法律」（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）はトップシークレット<sup>9</sup>、シークレット級<sup>10</sup>のものを保護する制度であることを踏まえ、コンフィデンシャル級<sup>11</sup>のものを保全するための新たな制度を創設することとし、岸田内閣総理大臣から、高市経済安全保障担当大臣に対し、「セキュリティ・クリアランス制度に関する新法案を早急にとりまとめ、与党との調整を進め、今通常国会への提出に向け、準備を加速すること。また、クリアランスの新制度が我が国の既存の情報保全制度とシームレスに運用されるよう、特定秘密保護法の運用基準の見直しの検討を含め、必要な措置」を講じるよう指示があった。

これを受けて、政府は、令和6年2月27日に「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」（閣法第24号。以下「本法律案」という。）を閣議決定し、同日、第213回国会（常会）に提出した。

## 2. 本法律案の主な内容

### （1）重要経済安保情報の指定等

#### ア 重要経済安保情報の指定

行政機関の長は、重要経済基盤保護情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるもの（特別防衛秘密<sup>12</sup>及び特定秘密<sup>13</sup>を除く。）を、重要経済安保情報として指定する（第3条）。

重要経済基盤及び重要経済基盤保護情報の定義（第2条）はそれぞれ図表2のとおりである。

図表2 重要経済基盤・重要経済基盤保護情報の定義

重要経済基盤	我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制
	国民の生存に必要な不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資（プログラムを含む。）の供給網

<sup>9</sup> 不当な開示が国家安全保障に著しく深刻な損害を与えると合理的に予想し得るものを指す。

<sup>10</sup> 不当な開示が国家安全保障に重大な損害を与えると合理的に予想し得るものを指す。

<sup>11</sup> 不当な開示が国家安全保障に損害を与えると合理的に予想し得るものを指す。

<sup>12</sup> 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密のこと。

<sup>13</sup> 特定秘密保護法第3条第1項に規定する特定秘密のこと。

重要経済基盤 保護情報	重要経済基盤に関する情報であって以下に掲げる事項に該当する事項に関するもの
	①外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究
	②重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの
	③①の措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報
	④②③に掲げる情報の収集整理又はその能力

(出所) 内閣官房「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」〈[https://www.cas.go.jp/jp/houdou/pdf/20240227\\_siryuu.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/houdou/pdf/20240227_siryuu.pdf)〉を基に筆者作成

## イ 指定の有効期間及び解除

行政機関の長は、指定の日から5年を超えない範囲内で有効期間を設定する。指定の有効期間は通じて30年まで延長することが可能だが、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立つても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ない事情があり、その理由について内閣の承認を得た場合には30年を超えることも可能とする。ただし、その場合でも、外国との交渉に不利益を及ぼすおそれがある等<sup>14</sup>の例外事由に該当しない限り、60年を超えることはできないとしている（第4条）。

また、行政機関の長は、30年を超える延長をすることについて内閣の承認が得られなかったときは、保存期間の満了とともに、国立公文書館等に移管しなければならないこととしている。これらの取扱いは、特定秘密保護法と同様である。

## ウ 重要経済安保情報の保護措置

行政機関の長は、重要経済安保情報の指定をしたときは、当該指定された重要経済安保情報の範囲を明らかにするための措置（第3条）等のほか、当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定める等（第5条）の重要経済安保情報の保護に関する措置を講ずることとする<sup>15</sup>。

## (2) 重要経済安保情報の提供等

### ア 他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供等

重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、我が国の安全保障に関するものを遂行するために必要があると認めるときは、他の行政機関の長にあっては、当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該重要経済安保情報の適切な保護のために必要な措置を講ずること等（第6条）、外国の政府又は国際機関にあっては、本法律案の規定により行政機関が当該重要経済安保情報を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられている場合に、当該重要経済安保情報を提供することができることとしている（第8条）。

<sup>14</sup> このほか、情報収集活動の手法又は能力に関する情報、人的情報源に関する情報、外国の政府又は国際機関から60年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報及びこれらの情報に準ずるもので政令で定める重要な情報を示している。

<sup>15</sup> 特定秘密保護法では、政令によって、特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名に関する規定や特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限に関する規定を定めることとされている（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。）第11条）。



なお、警察は、警察法（昭和29年法律第162号）により、国の機関である警察庁と地方警察である都道府県警察に分けられているが、本法律案においては、重要経済安保情報の指定を行うのは警察庁長官とされ、警察庁長官と都道府県警察との間で、それぞれが保有する重要経済安保情報を提供する枠組みが規定されている（第7条）。都道府県警察が情報を保有している場合、警察庁長官が、都道府県警察が保有する情報について重要経済安保情報に指定し、その旨を都道府県警察に対して通知するものとされている（第5条第2項）。

また、行政機関の長は、①衆参両院の本会議又は委員会若しくは参議院の調査会の審査又は調査であって、秘密会とされる場合、②刑事事件の捜査又は公訴の維持であって、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する警察等の捜査機関の職員、検察官等以外の者に当該重要経済安保情報を提供することがない場合の業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該重要経済安保情報を利用する場合であって、重要経済安保情報を利用し、又は知る者の範囲を制限すること等の保護措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたときに、当該重要経済安保情報を提供するものとしている。なお、講ずる措置は、①については国会において定め、②については政令で定めるとしている（第9条）<sup>16</sup>。

#### イ 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等

行政機関の長は、適合事業者（我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者であって重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していること等の政令で定める基準に適合する事業者<sup>17</sup>）に、その保有する重要経済安保情報を利用させる必要があると認めたときは、契約に基づき、当該適合事業者に提供できる。

また、行政機関の長は、当該行政機関の長が保有していない情報であって、当該行政機関の長がその同意を得て適合事業者に行わせる調査又は研究等の活動により当該適合事業者が保有することが見込まれるものについて重要経済安保情報として指定をした場合、我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために当該情報を利用させる必要があると認めたときは、当該適合事業者に対し、指定をした旨を通知することとしている。この場合、当該適合事業者との契約に基づき、当該指定に係る情報を、当該適合事業者が重要経済安保情報として保有させることができることとしている。

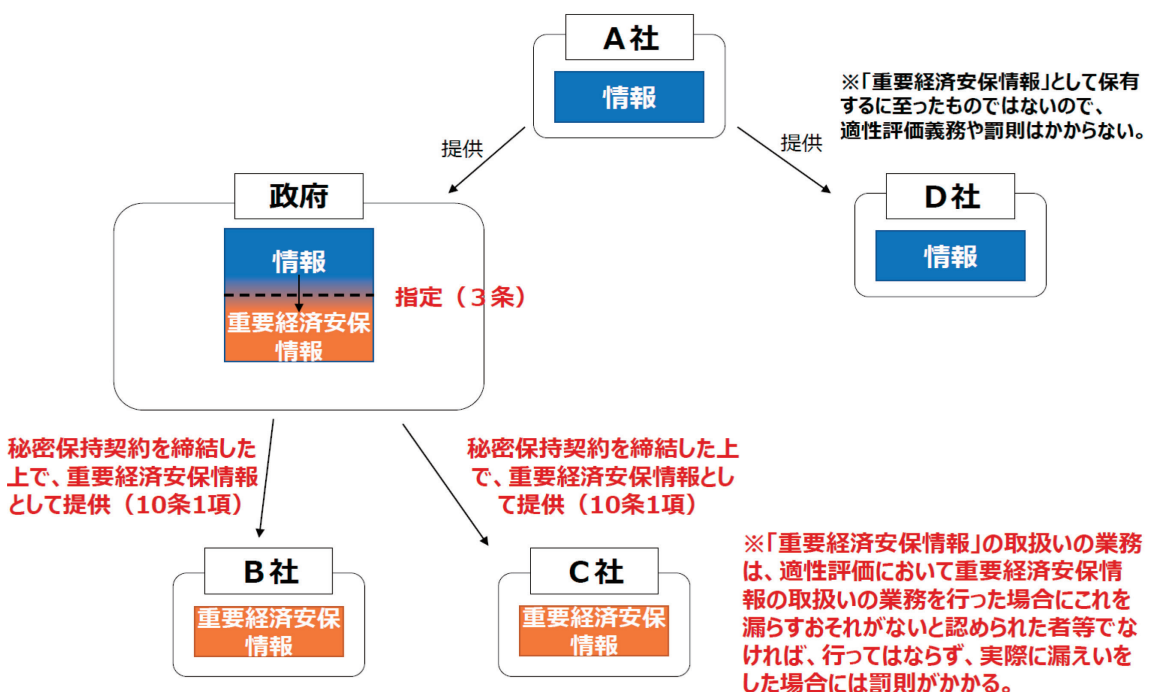
<sup>16</sup> このほか、その他公益上の必要により重要経済安保情報を提供するものとして、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条第6項（同法第231条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合、情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）第9条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第19条の4において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合が規定されている。

<sup>17</sup> 本法律案において、「適合事業者」とは、重要経済基盤の脆弱性の解消、重要経済基盤の脆弱性及び重要経済基盤に関する革新的な技術に関する調査及び研究の促進、重要経済基盤保護情報を保護するための措置の強化その他の我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために、当該脆弱性の解消を図る必要がある事業者又は当該脆弱性の解消に資する活動を行う事業者、当該調査若しくは研究を行う事業者又は当該調査若しくは研究に資する活動を行う事業者、重要経済基盤保護情報を保有する事業者又は重要経済基盤保護情報の保護に資する活動を行う事業者その他の我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者であって重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するものと規定している。

適合事業者との契約には、①当該適合事業者が指名して重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる従業員の範囲、②重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者の指名に関する事項、③重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備の設置に関する事項、④従業員に対する重要経済安保情報の保護に関する教育に関する事項、⑤行政機関の長から求められた場合には保有する重要経済安保情報を行政機関の長に提供しなければならない旨、⑥そのほか、適合事業者による重要経済安保情報の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について定めなければならないこととしており、適合事業者は、契約に従い、当該重要経済安保情報の適切な保護のために必要な措置を講じ、その従業員に当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせるものとしている（第10条）。

「最終とりまとめ」においては、「秘密指定の対象となるのは、政府が保有している情報であり、政府が保有するに至っていない情報を政府が一方的に秘密指定することは想定されない」とした上で、「政府が民間事業者等から提供を受けて保有するに至った政府保有情報の取扱いについては、秘密指定すること自体が妨げられるものではないものの、秘密指定の効果は、政府との間で秘密保持契約を締結し、政府が秘密指定している情報と告げられてその提供を受けた者にのみ及び、かつ、それは、従前から民間事業者等が保有していた情報と重なる部分がある場合には、当該従前からの保有情報の管理に規制が加わるものではないと整理すべきである」とされている。

図表3 民間提供情報を重要経済安保情報に指定した場合にその効果が及ぶ範囲



(出所) 内閣官房「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」〈[https://www.cas.go.jp/jp/houdou/pdf/20240227\\_siryuu.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/houdou/pdf/20240227_siryuu.pdf)〉を一部抜粋・加工

図表3は、民間提供情報を重要経済安保情報に指定した場合にその効果が及ぶ範囲を

図示したものである。A社が保有していた情報は、「最終とりまとめ」の「従前から民間事業者等が保有していた情報」であると考えられ、「秘密指定の効果は、政府との間で秘密保持契約を締結」したB社、C社にはその効果が及んでいる。一方、政府とA社は「秘密保持契約」を締結していないため、A社からD社へ提供された情報については、「重要経済安保情報」として保有するに至ったものではないので、適性評価義務や罰則はかからない。

この場合、D社は政府と「秘密保持契約」を結んでいるわけではないため、仮にD社がA社から提供を受けた情報を漏えいしたとしても、本法律案の罰則（後述）の対象とはならず、営業秘密侵害罪について規定する不正競争防止法（平成5年法律第47号）等の罰則規定に該当するかを検討していくものと考えられる。

#### ウ 重要経済安保情報の取扱者の制限

重要経済安保情報の取扱いの業務は、後述する適性評価（その者が重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価のこと。）において、評価対象者（適性評価の対象となる者）へ通知があった日から10年を経過していない場合であって、重要経済安保情報の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ行ってはならない。ただし、行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官、職務の特性その他の事情を勘案して政令で定める者<sup>18</sup>については適性評価を受けることを要しないとする<sup>19</sup>。

また、特定秘密保護法の規定による適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者は、その通知があった日から5年間に限り、本法律案の規定による適性評価を受けずに、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとしている。これは、重複して適性評価を受けなくてもよいとする考え方に基づいている。

この場合、行政機関の長及び特定秘密保護法における適合事業者は、重要経済安保情報の保護に必要な限度において、特定秘密保護法の適性評価に係る目的外利用を禁止する規定にかかわらず、特定秘密保護法における適性評価の結果に係る情報を自ら利用し、又は提供することができることとしている（第11条）。

### （3）適性評価

行政機関の長は、行政機関の職員や民間事業者の従業者に対し、本人の同意を得た上で、内閣総理大臣による調査の結果に基づき、漏えいのおそれがないことについての評価を実施する。

<sup>18</sup> なお、特定秘密保護法における、職務の特性その他の事情を勘案して政令で定める者は、国家公安委員会委員、原子力規制委員会の委員長及び委員、都道府県公安委員会委員とされており（特定秘密保護法施行令第18条）、本法律案でも同様となることが想定される。

<sup>19</sup> この点について、高市経済安全保障担当大臣は記者会見において、「政務三役については、内閣の一員として任命される段階で、必要な考慮がされるため、適性評価の対象外としており、仮に重要経済安保情報を政務三役が漏えいした場合は、最高5年以下の拘禁刑が及ぶことには変わりはない」としている（内閣府「高市内閣府特命担当大臣記者会見要旨(令6.3.8)」〈[https://www.cao.go.jp/minister/2309\\_s\\_takaichi/kaiken/20240308kaiken.html](https://www.cao.go.jp/minister/2309_s_takaichi/kaiken/20240308kaiken.html)〉）。



## ア 行政機関の長による適性評価

行政機関の長は、当該行政機関の職員又は政府との契約に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情報を保有する適合事業者の従業者として重要経済安保情報の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者に対して適性評価を行う。適性評価は、評価対象者について、①重要経済基盤毀損活動<sup>20</sup>との関係に関する事項<sup>21</sup>、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項についての調査（適性評価調査）を行い、その結果に基づき実施する<sup>22</sup>。

また、適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、上記①から⑦の事項について適性評価調査が行われる旨等<sup>23</sup>を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施する。

その上で、行政機関の長が適性評価を実施するときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料を添えて、適性評価調査を行うよう求めるものとし、内閣総理大臣は、行政機関の長から適性評価調査を行うよう求められたときは、当該評価対象者について適性評価調査を行い、当該評価対象者が重要経済安保情報を漏らすおそれに関する意見を付して、当該適性評価調査の結果を当該行政機関の長に通知することとしている。

「最終とりまとめ」において、「特定秘密保護法の下での個人の適性評価とそのための調査は関係行政機関がそれぞれ実施することになっており、政府と複数の契約をしている場合、それぞれを所管する行政機関等から別々に受けなければならないことが企業から聞かれている点も踏まえ、新たな制度においては、情報保全の効果を毀損しない範囲で適切に効率化の検討をすべきである。具体的には、調査機能を一元化することにより、調査結果が一度得られれば、一定の有効期間の間、当該調査結果が組織や部署を超えて有効となるような一定の『ポータビリティ』を持たせることが重要である」旨の指摘が行われている。

本法律案では、評価対象者が、適性評価を実施する行政機関の長以外の行政機関の長

<sup>20</sup> ①重要経済基盤に関する公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動等の活動であって外国の利益を図る目的で行われ、かつ、重要経済基盤に関して我が国及び国民の安全を著しく害するおそれのある活動、②政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で重要経済基盤に支障を生じさせるための活動のこと。

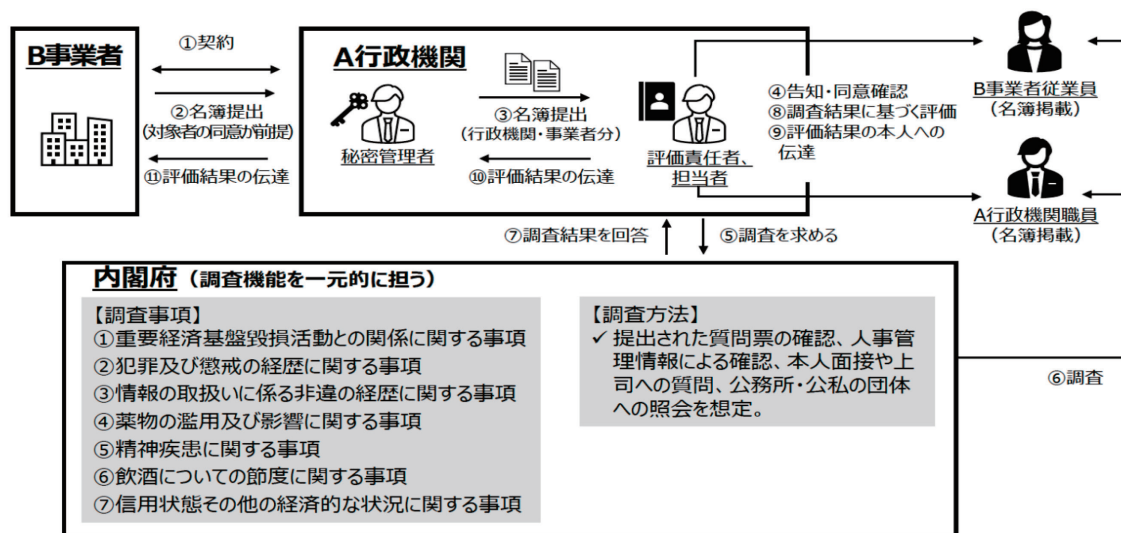
<sup>21</sup> 評価対象者の家族（配偶者、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子。）及び同居人の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。

<sup>22</sup> 特定秘密保護法においても適性評価の調査事項が第12条第2項各号で定められている。そのうち、②から⑦までは本法律案と同様であり、①のみ、重要経済基盤毀損活動との関係ではなく、特定有害行為及びテロリズムとの関係に関する事項となっている。

<sup>23</sup> このほか、適性評価の調査を行うため必要な範囲内において、評価対象者の知人その他の関係者、公務所若しくは公私の団体に対し、質問、資料の提出、又は照会して報告を求めることがある旨、評価対象者が、本法律案による直近に実施した適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者、又は特定秘密保護法による直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められることについて疑いを生じさせる事情があるとされるときは、その旨について、評価対象者に告知した上で同意を得る必要があると規定している。

又は警察本部長が実施した適性評価（直近他機関適性評価）の通知があった日から10年を経過していない直近のものにおいて重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者である場合、直近他機関適性評価において行われた適性評価調査の結果に基づいて適性評価を実施する。また、当該行政機関の長が実施した、特定秘密保護法における適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者のうち、その通知があった日から5年を経過していないものであって、引き続きそのおそれがないと認められるものについては、当該行政機関の本法律案による適性評価は実施されないこととしている。ただし、当該行政機関の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、内閣総理大臣に対し適性評価調査を求めるのではなく、当該行政機関の長が自ら適性評価調査を行うものとする（第12条）。

図表4 適性評価業務のイメージ



（出所）内閣官房「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」〈[https://www.cas.go.jp/jp/houdo\\_u/pdf/20240227\\_siryuu.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/houdo_u/pdf/20240227_siryuu.pdf)〉を一部抜粋

## イ 適性評価の結果の通知

行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者及び内閣総理大臣に対して通知する。また、適合事業者の従業員について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業員がアの同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知する。

なお、行政機関の長は、評価対象者に対し重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、その理由を併せて通知することとしている（第13条）。

## ウ 行政機関の長に対する苦情の申出

評価対象者は、適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価に

ついて、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる。行政機関の長は、苦情の申出を受けたときは、誠実に処理し、その結果を苦情の申出をした者に通知する。なお、評価対象者は、苦情の申出をしたことを理由に、不利益な取扱いを受けない（第14条）。

#### エ 目的外利用の禁止の実効性の担保

内閣総理大臣並びに行政機関の長及び警察本部長は、評価対象者が同意しなかったこと、適性評価の結果及び調査で取得する個人情報、重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用し、又は提供してはならないこととしている<sup>24</sup>。ただし、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条各号<sup>25</sup>等の欠格事由に該当する疑いが生じたときや、特定秘密保護法の適性評価のための照会に対して必要な事項を報告するときは、この限りではない。

また、従業者の適性評価の結果又は同意しなかったことにより適性評価が実施されなかった旨の通知を受けた適合事業者等についても、重要経済安保情報の保護以外の目的のためにその通知の内容を自ら利用し、又は提供してはならない（第16条）。

#### オ 権限又は事務の委任

内閣総理大臣又は行政機関の長は、政令で定めるところにより、適性評価に係る権限又は事務をその職員に委任することができる（第17条）。

### （4）運用基準・法律の解釈適用

#### ア 運用基準

政府は、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施、適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準を定める。内閣総理大臣は、その基準を定めるとき、又は変更するときは有識者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。また、内閣総理大臣は、重要経済安保情報の指定等がその基準に従って行われていることを確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、重要経済安保情報を含む資料の提出及び説明を求め、必要な勧告をし、又はその勧告の結果とられた措置について報告を求めることができるとしている（第18条）。

#### イ 法律の解釈適用

この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。また、出版又は報道の業務に従事する者の取材

<sup>24</sup> この点について、岸田内閣総理大臣は、「目的外利用の禁止の実効性を担保するためには、本法案における禁止規定に加えて、運用上の対応も重要であり、運用基準等において通報、相談の窓口を設ける、禁止行為の明示やこの禁止規定の遵守を事業者との契約等でも求めるなど、実効性確保のための措置を講じたいと考えている」旨の答弁をしている（第213回国会衆議院本会議録第12号（令6.3.19））。

<sup>25</sup> ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者、②懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者、③人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第109条から第112条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者、④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者に該当する者。

行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする（第21条）。本規定は特定秘密保護法第22条の規定と同様である。

## （5）罰則

### ア 個人に対する罰則

本法律案において、個人に対する罰則は図表5のとおりである。

図表5 罰則（第22条から第26条関係）

行為	量刑	備考
重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する者がその業務により知り得た重要経済安保情報を漏らしたとき ① 重要経済安保情報の取扱いの業務に従事しなくなった後においても同様	5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金、又はこれを併科（第22条第1項）	未遂犯も罰する（第22条第3項） 過失犯は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金（第22条第4項） 国外犯も罰する（第26条第1項）
公益上の必要等により提供された重要経済安保情報を知り得た者がこれを漏らしたとき ②	3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金、又はこれを併科（第22条第2項）	未遂犯も罰する（第22条第3項） 過失犯は、6月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金（第22条第5項） 国外犯も罰する（第26条第1項）
外国の利益若しくは自己の不正な利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為その他の重要経済安保情報を保有する者の管理を害する行為により、重要経済安保情報を取得したとき ③	5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金、又はこれを併科（第23条第1項）	未遂犯も罰する（第23条第2項） 同条第1項及び第2項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない（第23条第3項） 国外犯も罰する（第26条第2項）
①、③の行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動	3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金（第24条第1項）	行為の遂行を共謀したものが自首したときはその刑を減輕し、又は免除する（第25条） 国外犯も罰する（第26条第2項）
②の行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動	2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金（第24条第2項）	国外犯も罰する（第26条第2項）

（出所）筆者作成

### イ 法人に対する罰則

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して図表5の①又は③の行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科するいわゆる「両罰規定」を設けている（第27条）。なお、特定秘密保護法に「両罰規定」は定められていない。

## 3. 主な論点

### （1）民間人のクリアランス保有者が拡大する見通しとそれによる懸念点

米国ではセキュリティ・クリアランスの保有者が民間も含め400万人以上いるとされ、官



民のクリアランス保有者の比率も7対3程度になっている。一方、我が国では、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は約13万人で、官民の保有者の比率は、官が97%、民が3%とされる<sup>26</sup>。

本法律案の適性評価の対象者の規模感について、高市経済安全保障担当大臣は、「適性評価の対象者数について、今後の制度の詳細設計の中で、各行政機関が指定する重要経済安保情報の件数、民間事業者への情報提供の方針、既存制度でクリアランスを受けている者との重複などを精査する必要がある、現時点で厳密な数字を示すことは困難である」旨の答弁<sup>27</sup>をしている。

もともと、米国内では「機密情報を見られる人が多すぎる」といった指摘<sup>28</sup>もあるほか、多くの民間人のプライバシーが侵害されるのではないかと、という懸念<sup>29</sup>や、特定秘密保護法の適性評価のための調査に数か月を要することもあり、対象者の大幅な増加が見込まれば適性評価調査も容易ではないのではないかとという指摘<sup>30</sup>もある。政府には、こういった懸念等を払拭するべく丁寧な説明が求められる。

## (2) 重要経済安保情報の指定等

どのような情報が重要経済安保情報として指定される可能性があり、あるいは指定される可能性がないのかは、重要経済安保情報として指定する行政機関においても、また情報を提供する、あるいは提供される民間企業においても重要な関心事項である。

「最終とりまとめ」においても、「指定の対象となる情報の範囲については、法令等によりあらかじめ明確にしておくべきである」としており、「重要な情報のうち、要件を充足するものについては、各省庁において適切に情報指定されていくことが望ましく、各行政機関のリテラシーを高める」ことについても言及されている。また、「特定秘密保護法における経済官庁の秘密指定が少ないところ(図表6)、今後の制度は経済官庁の各大臣が主体となっていく部分が多くなるのであり、どういった形で指定をしていくのか、どういったものが指定対象なのかということについて、十分な認識とビジョンを持たなければ、新しい法律を作っても運用上うまく回らないのではないかと」という旨の懸念<sup>31</sup>も示されている。

図表6 特定秘密保護法における経済官庁の特定秘密の指定の状況

行政機関名	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末
総務省	7	9	11	11	11
財務省	0	0	0	0	0
経済産業省	4	4	4	4	4

※ただし、総務省は、在日米軍が使用する周波数に関する情報、経済産業省は、全てが内閣官房から受領した衛星情報。また、第5回有識者会議の資料3で経済官庁として示されている上記3省のみ掲載した。

(出所) 内閣官房『特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告』を基に筆者作成

<sup>26</sup> 「最終とりまとめ」2頁

<sup>27</sup> 第213回国会衆議院本会議録第12号(令6.3.19)

<sup>28</sup> 「米では400万人対象・仏、情報隠しに利用?」『朝日新聞』(令6.2.28)

<sup>29</sup> 同上

<sup>30</sup> 「経済安保情報保全 国際標準に」『読売新聞』(令6.2.16)

<sup>31</sup> 第7回有識者会議『議事要旨』6頁(令5.10.11)

民間からの意見書等においても情報指定の明確化について求めているものが多くある。令和6年2月22日に（公社）経済同友会から公表された「セキュリティ・クリアランス法制に関する意見」（以下「同友会意見」という。）は、「本制度による保全指定の対象となる情報の範囲については、まだ不透明な点が多い」とした上で、「指定対象の範囲を明確にすることは、本制度への民間企業の関心を高めるためにも重要であり、本制度を企業経営に上手に活用することで企業価値の向上や事業機会の拡大につながる可能性を示す」観点からも「本制度に関する正確な情報の周知と徹底を強く期待する」<sup>32</sup>としている。

また、日本弁護士連合会は、令和6年1月18日に公表された「経済安全保障分野にセキュリティ・クリアランス制度を導入し、厳罰を伴う秘密保護法制を拡大することに反対する意見書」において、「中小企業者等が秘密保護義務を課される範囲を自立的に判断することは、企業規模からしても困難」であり、「中小企業者等の営業活動の萎縮をもたらし、営業の自由もまた侵害されるおそれがある」としている<sup>33</sup>。

指定される情報の定義、外縁が不明確ではないか、との指摘に対し、高市経済安全保障担当大臣は「こういう秘密が経済安保上の重要な秘密になると公開すれば、それは秘密ではなくなってしまう。あくまでも、法定した基準の中で国の保有する情報について定める」旨の答弁<sup>34</sup>をしている。また、本法律案が閣議決定された2月27日の高市経済安全保障担当大臣の記者会見においても、どのような情報が具体的に重要経済安保情報に指定されるか分からないという懸念について、「指定や解除に関する運用基準において、その範囲ができるだけ明確になるような運用基準にしたい。具体的にどのような情報かということはまだ分からないが、有識者会議で例示されたような情報<sup>35</sup>や、外国等から政府に提供された経済安保上重要な情報が対象になるのではないかと発言をしている。

同運用基準は本法律案成立後に政府が定めることとなっているが、刑罰も定められていることも考えると、予見可能性を担保することはやはり重要である。法案審議を通じて、どのような情報が具体的に指定される可能性があるのかできる限り明らかにされるべきではないか。

### （3）一元的な調査機関に係る懸念等

一元的な調査機関について、高市経済安全保障担当大臣は、令和5年7月21日の記者会見で、「それなりの人員と規模感を持った組織が必要だ」と述べている<sup>36</sup>。（1）にもあるように、特定秘密保護法の運用と比較して、民間の対象者が増えるのであれば、適性評価調

<sup>32</sup> （公社）経済同友会『セキュリティ・クリアランス法制に関する意見（「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」最終とりまとめ、及び、「第6回経済安全保障推進会議」を踏まえて）』（令6.2.22）2頁<<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/uploads/docs/20240222b.pdf>>

<sup>33</sup> 同意見書8頁<<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2024/240118.pdf>>

<sup>34</sup> 第213回国会参議院予算委員会会議録第7号（令6.3.8）

<sup>35</sup> ①サイバー関連情報（サイバー脅威・対策等に関する情報）、②規制制度関連情報（審査等に係る検討・分析に関する情報）、③調査・分析・研究開発関連情報（産業・技術戦略、サプライチェーン上の脆弱性等に関する情報）、④国際協力関連情報（国際的な共同研究開発に関する情報）

<sup>36</sup> 内閣府「高市内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令5.7.21）」<[https://www.cao.go.jp/minister/2208\\_s\\_takaichi/kaiken/20230721kaiken.html](https://www.cao.go.jp/minister/2208_s_takaichi/kaiken/20230721kaiken.html)>

査の業務量は現行制度より大幅に増えることが見込まれる。適性評価調査に時間を要すれば、民間の経済活動にも影響を与えかねず、適正な規模を確保する必要がある。

また、「最終とりまとめ」において、「調査機能を一元的機関に集約し、そこで個人情報保管することとする場合には、無用に長期にわたって情報が保管され続けられないように配慮すべきである」とされている。特定秘密保護法の審議の際は、適性評価調査の際に得られた個人情報がどう取り扱われるのか、という指摘に対し、森まさこ内閣府特命担当大臣（当時）は、「適性評価により収集した情報は、適性評価を実施する行政機関内部において管理責任者を定め、適切に保管をし、保存期間経過後に確実に廃棄する」旨の答弁<sup>37</sup>をしている。特定秘密保護法よりも民間の対象者が増えることに鑑み、民間の従業者の個人情報が長期にわたって保管され続けるのではないかとの懸念を生じさせないような、分かりやすい基準が必要なのではないか。

#### （４）クリアランスの取得が事実上の強制になってしまうことへの懸念

「最終とりまとめ」において、適性評価調査に関して、「本人の意思に反して行われるものではなく、C Iへのアクセスを必要とするためセキュリティ・クリアランスを真に必要なとする者の任意の了解の下で行われるものである」とした上で、「本人の同意は、言うまでもなく、任意かつ真摯なものでなければならず、そのような真の同意を得るには、あらかじめ本人に対して、どのような調査が行われるのかを含め、同意の判断に必要な事項が知らされること、及び同意を拒否し又は取り下げても不当な取扱いが行われないことが担保されることが重要である」としている。

適性評価調査の事項については、本法律案第12条第2項の各号で示されており、同条第3項には、評価対象者の同意を得る旨の規定がある。また図表4において、②B事業者がA行政機関に名簿を提出する際と、④A行政機関からB事業者従業員に告知をする際にそれぞれ同意を前提とする旨記載がある。

しかし、従業者と事業者の関係では、事業者からの要請を断るということは何かあるのではないかという暗黙の圧力があるのではないかと、といった指摘<sup>38</sup>や、会社からの事実上の強制となり、適性評価を断った従業者が不利益を被りかねない、といった懸念<sup>39</sup>もある。

（一社）日本経済団体連合会の提言においては、「労使間の緊密なコミュニケーションを行うことが何より重要であり、それを超えて『同意プロセスの瑕疵や不当な取扱いを実効性をもって防ぐための方策』について検討するのであれば、特定秘密制度との整合性、当該方策が民間事業者に与える影響等に十分配慮すべきである」としている<sup>40</sup>。政府においては、労使双方に対し説明を丁寧に行い、こういった指摘に真摯に向き合う必要がある。

---

<sup>37</sup> 第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第14号8頁（平25.12.5）

<sup>38</sup> 「適性評価制度の拡大法案」『東京新聞』（令6.3.5）

<sup>39</sup> 「国際競争 産業界は商機」『毎日新聞』（令6.2.28）

<sup>40</sup> （一社）日本経済団体連合会『経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する提言—有識者会議最終とりまとめを踏まえて—』（令6.2.20）7頁<[https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/012\\_honbun.html](https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/012_honbun.html)>

#### （５）不利益取扱いの防止の徹底

「最終とりまとめ」では、「信頼性確認を受けることへの同意を拒否し若しくは取り下げ、又は評価の結果セキュリティ・クリアランスを得られなかった場合に、ＣＩを取り扱う業務に就けないのは制度上やむを得ないが、それを超えて、かかる同意拒否・取下げや評価結果を理由に不合理な配置転換などの不利益取扱いを受けることは許容されるべきでない」旨が明記されている。

本法律案には、適性評価に関する個人情報の利用及び提供を制限する規定（第16条）があるところ、高市経済安全保障担当大臣は、「適性評価の結果などを重要経済安保情報の保護以外の目的に使うことを禁止しており、調査を拒否したことや、適性評価の結果、クリアランスが得られなかったことをもって不利益的な取扱いをするということについては、明確に禁止をしている」と発言<sup>41</sup>しているほか、本法律案成立後に策定する運用基準で、人事上の不利な扱いを禁じることを明らかにしている<sup>42</sup>。

しかし、政府は企業に対し、調査を拒否しても昇進や異動に悪い影響が出ないように促すが、その強制力はない、という指摘<sup>43</sup>もある。（４）においても引用したとおり、真の同意を得るためにも、同意を拒否し又は取り下げても不当な取扱いが行われないことが担保されることが重要である。

#### （６）施設クリアランスを確保する民間事業者向けの支援策

民間事業者等が機密情報の生成・受信・保存等を行う場合には、機密情報を扱う区画の設置や入退室管理システムを導入する必要があるが、民間事業者等にとっては少なからぬ負担となることが予想される。

「最終とりまとめ」においては「民間事業者等が政府からの協力要請に応じてＣＩに触れることとなる場合など、経緯や実態も踏まえて、民間事業者等における保全の取組に対する支援の在り方について合理的な範囲内で検討していく必要がある」とされているほか、保全対象に指定されればアクセスを限定するための部屋やサーバーも必要になり、そのための設備投資を軽視することができない旨の懸念<sup>44</sup>もある。こうした点について、政府が民間事業者等を対象に支援を行っていくことも求められよう。

#### （７）両罰規定の狙いと期待される効果

「最終とりまとめ」では、「漏えい等が法人の事業活動の一環として行われた場合に法人を処罰する規定を置くことについても検討すべきである」とされており、本法律案第27条において法人等に対する罰則規定があるところ、同友会意見において、「特定秘密保護法には法人への両罰規定がない。両制度間で矛盾のない運用が可能な制度設計を望む」と指摘

---

<sup>41</sup> 内閣府「高市内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令6.2.27）」〈[https://www.cao.go.jp/minister/2309\\_s\\_takaichi/kaiken/20240227kaiken.html](https://www.cao.go.jp/minister/2309_s_takaichi/kaiken/20240227kaiken.html)〉

<sup>42</sup> 「身辺調査 法案めぐり高市氏」『朝日新聞』（令6.3.27）

<sup>43</sup> 「経済安保『身辺調査』民間人も」『朝日新聞』（令6.2.28）

<sup>44</sup> 同上



されている<sup>45</sup>。民間事業者等へ対象が広がることや、機微度がより高い情報を扱う特定秘密保護法にはないことを鑑みると、法人に対する罰則の運用は、特定秘密保護法の運用と矛盾がないように運用することが求められる。政府は本法律案に両罰規定を設けたその狙いについて十分に説明をすることが期待される<sup>46</sup>。

#### (8) 従業者がクリアランスを取得するインセンティブ

民間事業者等には、従業者がセキュリティ・クリアランスを取得することで、国際共同研究に参加できるようになる等のメリットがあるが、従業者側にとっては調査を受ける負担が大きいだけでは、クリアランスを取得するインセンティブが弱いのではないかと。「最終とりまとめ」においては、「諸外国では、このような信頼性の確認を受けることで処遇面も含めて社会での活躍の幅が広がるものと認識されている」ことが指摘されているほか、適性評価による資格がマイナスではなく、プラスに評価されるように運用されることが重要だ、とする指摘<sup>47</sup>もあるが、こうした認識を社会で醸成していくために、政府としてどのような取組ができるのかを示していく必要がある。

#### (9) 新法を制定する理由（特定秘密保護法との関係）

令和6年1月30日の第6回経済安全保障推進会議において、岸田内閣総理大臣から、「クリアランスの新制度が我が国の既存の情報保全制度とシームレスに運用されるよう、特定秘密保護法の運用基準の見直しの検討を含め、必要な措置を講じる」よう指示があった。

特定秘密保護法は本来、運用基準の見直しではなく、経済安保を4分野に追加するなど、法改正した方が分かりやすい、とする指摘<sup>48</sup>がある。特定秘密保護法の改正ではなく、新法の提出と特定秘密保護法の運用基準の見直しという対応になった理由について、政府は分かりやすく説明することが求められる<sup>49</sup>。

---

<sup>45</sup> 同友会意見3頁

<sup>46</sup> この点について、岸田内閣総理大臣は、「特定秘密保護法では、特定秘密を適合事業者に保有させなければ、行政機関の所掌事務の遂行が立ち行かないような非代替性が認められるときに情報提供が可能とされているが、本法案においては、各行政機関の長が、安全保障の確保に資する活動の促進を図るために必要があると認めたときに、事業者への情報提供を行うことができるとしており、特定秘密保護法に比べ、適合事業者の範囲が広がり得ることとなり、また、重要経済安保情報の経済的価値に鑑みれば、事業者において情報の不正取得や漏えい等が組織的に行われるおそれがないとは言えず、このような行為を罰則により抑止する必要があるとの認識の下、法人への罰則規定を設けた」と答弁している（前掲注27）。

<sup>47</sup> 前掲注39

<sup>48</sup> 前掲注30

<sup>49</sup> 令和5年8月の時点で、高市経済安全保障担当大臣は、「セキュリティ・クリアランス制度の創設に関して、特定秘密保護法で対応するのではなく、経済安全保障推進法に新たな章立てをしたいと思っている」旨の発言していた（内閣府「高市内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令5.8.1）」〈[https://www.cao.go.jp/minister/2208\\_s\\_takaichi/kaiken/20230801kaiken.html](https://www.cao.go.jp/minister/2208_s_takaichi/kaiken/20230801kaiken.html)〉）。その後、第6回経済安全保障推進会議後の記者会見において、岸田内閣総理大臣からの指示である特定秘密保護法とのシームレスな運用に係る特定秘密保護法の改正の検討の必要性について「特定秘密保護法の改正は予定していない。特定秘密保護法の運用基準の見直しについては、今後提出する経済安全保障版セキュリティ・クリアランス制度を実現するための法律案を国会で成立すれば、その後、法を施行していく検討と歩調を合わせた形で、特定秘密保護法の運用基準の見直しといったことも検討しなければならない」と発言している（内閣府「高市内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令6.1.30）」〈[https://www.cao.go.jp/minister/2309\\_s\\_takaichi/kaiken/20240130kaiken.html](https://www.cao.go.jp/minister/2309_s_takaichi/kaiken/20240130kaiken.html)〉）。

#### (10) 特定秘密保護法と同様の国会等による秘密指定・解除等に係る監視の必要性

特定秘密保護法第19条は政府に対し、毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに公表するものとする規定を定めているところ、本法律案はその旨の規定がない。

このことについて、高市経済安全保障担当大臣は、「重要経済安保情報の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、規定を置かずとも、本法律案の施行に当たる内閣府において所要の集計を行い、公表を行うことを考えており、その考え方に基づいて、あえて報告のための規定を置くことはしていない」と答弁<sup>50</sup>している。

一方、有識者会議において座長代理を務めた鈴木一人東京大学公共政策大学院教授は、「米議会では、適性評価を受けた議員だけで構成する委員会に限って報告する。一切外に出さないなら国会報告はあってもいい」としている<sup>51</sup>ほか、国会のチェックが及ばなければ、運用基準の適用が独り歩きするおそれもあり、政府は本法律案が対象とする情報の機微度が低いから報告は不要という姿勢ではなく、正々堂々報告すべきだ、とする意見<sup>52</sup>もある。

特定秘密保護法の国会報告の規定は衆議院における修正協議によって追加された経緯があるが、特定秘密保護法と同様に、重要経済安保情報についても国会の情報監視審査会等による指定・解除等の監視の必要性について議論すべきであろう<sup>53</sup>。

## 4. 今後の課題

特定秘密保護法における情報の指定は、第3条第1項において、「当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報」であって、「公になっていないもの」のうち、「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」の3要件を満たすものを指定することとしている。一方、本法律案により指定される情報の内容については、「重要経済基盤保護情報」とされ、重要なインフラやサプライチェーンに関する情報であることの外縁を推測することはできるものの、特定秘密保護法の別表のように具体的に法律で定められているわけではなく<sup>54</sup>、委員会審査等

<sup>50</sup> 前掲注34

<sup>51</sup> 「経済安保法案 必要性は、懸念は」『東京新聞』（令6.2.28）

<sup>52</sup> 同上

<sup>53</sup> この点について、朝日新聞の社説は、「特定秘密保護法では、国会の情報監視審査会が監視する仕組みがある。同様の体制整備はもちろん、更なる強化も検討すべき」旨を指摘している（「適性評価制度 弊害の防止が大前提だ」『朝日新聞』（令6.1.19））。また、日本弁護士連合会は「経済安全保障分野の情報保全制度を秘密保護法に取り込まないとすれば、秘密保護法の制定時に野党や市民の批判に応え、秘密保護法制が恣意的なものにならないように用意した、秘密の指定制度、違法秘密の指定禁止（ただし、法令ではなく運用基準による）、衆参両議院の情報監視審査会や独立公文書管理監による秘密指定の監督など秘密保護法による規制さえ受けられないこととなる可能性がある。秘密保護法制において情報監視審査会や独立公文書管理監などが果たしている役割を考慮しても、弊害はより大きなものと言わなければならない」と警鐘を鳴らしている（日本弁護士連合会、前掲注33）。さらに、小谷賢日本大学教授も「国会が新法案の運用状況を積極的に審査すれば、制度の信頼性・透明性が高まる」としている（前掲注30）。

<sup>54</sup> 日本弁護士連合会「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案についての会長声明（令6.3.13）」においても、「政府は重要経済安保情報の範囲が恣意的に拡大されることはない」と説明しているが、本法案は、別表を用いて指定対象となる情報がある程度特定する形式さえとっておらず、いかなる情報が重要経済安保情報となるかを予測することは困難である」旨を指摘している（<https://www.nichibenren.or.jp/document/>

で方針や考え方を明確にすることが求められる。

運用基準の策定に当たっては有識者の意見を聴くこととされているが、民間事業者等の従業者が多く関わる制度となるのであるならば、特定秘密保護法の別表及び運用基準において示されている以上に分かりやすいものにするべきであろう。

また、本法律案はC Iを対象としているが、「最終とりまとめ」では、「情報の機微度はC Iに指定するほどではないものの厳格に管理した方がよいと考えられる政府保有情報や、民間事業者が保有している情報であって国として保全が必要と考えられる情報の取扱いについては、信頼性の確認のための調査も含め、C Iに対するものほど厳格ではないが一定の保全措置を講ずる必要性について、今後検討を進めていくべきである」としている。

同友会意見においても、特に民間事業者が保有するC U I<sup>55</sup>について、「民間保有のC U Iと企業の営業秘密はほぼ等しいとも位置付けられるが、当該情報の性質によっては非友好国からその情報を守ることが、国力の維持、ひいては安全保障につながることもあり、また、適切な情報保全措置を講じることは民間企業同士の国際連携による先端科学技術の研究開発の促進にも貢献する」旨指摘した上で、「一方で、国が一方的に規制を課すことが民間活力を阻害しうることや、企業内の情報管理体制のみならず将来の労使関係にも影響を与えうることに留意」することを求めている<sup>56</sup>。

高市経済安全保障担当大臣は記者会見において、「まずは本法律案をしっかりと国会で審議をし、真摯に答弁を続け、可決・成立をした後、有識者会議などでも知恵をいただきながら検討していくべき課題であると思っている」旨の発言<sup>57</sup>をしている。民間が保有している機微度の高い情報をどのような形で保護していくのかについては、今後の議論の深化が必要な課題といえよう<sup>58</sup>。

(こばやし じゅん)

---

statement/year/2024/240313\_2.html>。

<sup>55</sup> 秘密指定されていないが管理が必要な情報のこと (Controlled Unclassified Information)。

<sup>56</sup> 同友会意見3頁

<sup>57</sup> 前掲注41

<sup>58</sup> このほか、「営業秘密の保護が弱いと、日本企業の不利益となるだけでなく、半導体や蓄電池など戦略的な分野での最先端技術を日本に移転することを躊躇させる要因にもなる」との指摘がある(玉井克哉、兼原信克編著『経済安全保障の深層』(日本経済新聞出版、令和5年12月)、283頁)。